

4. トラブルとその対応事例

4 – 1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

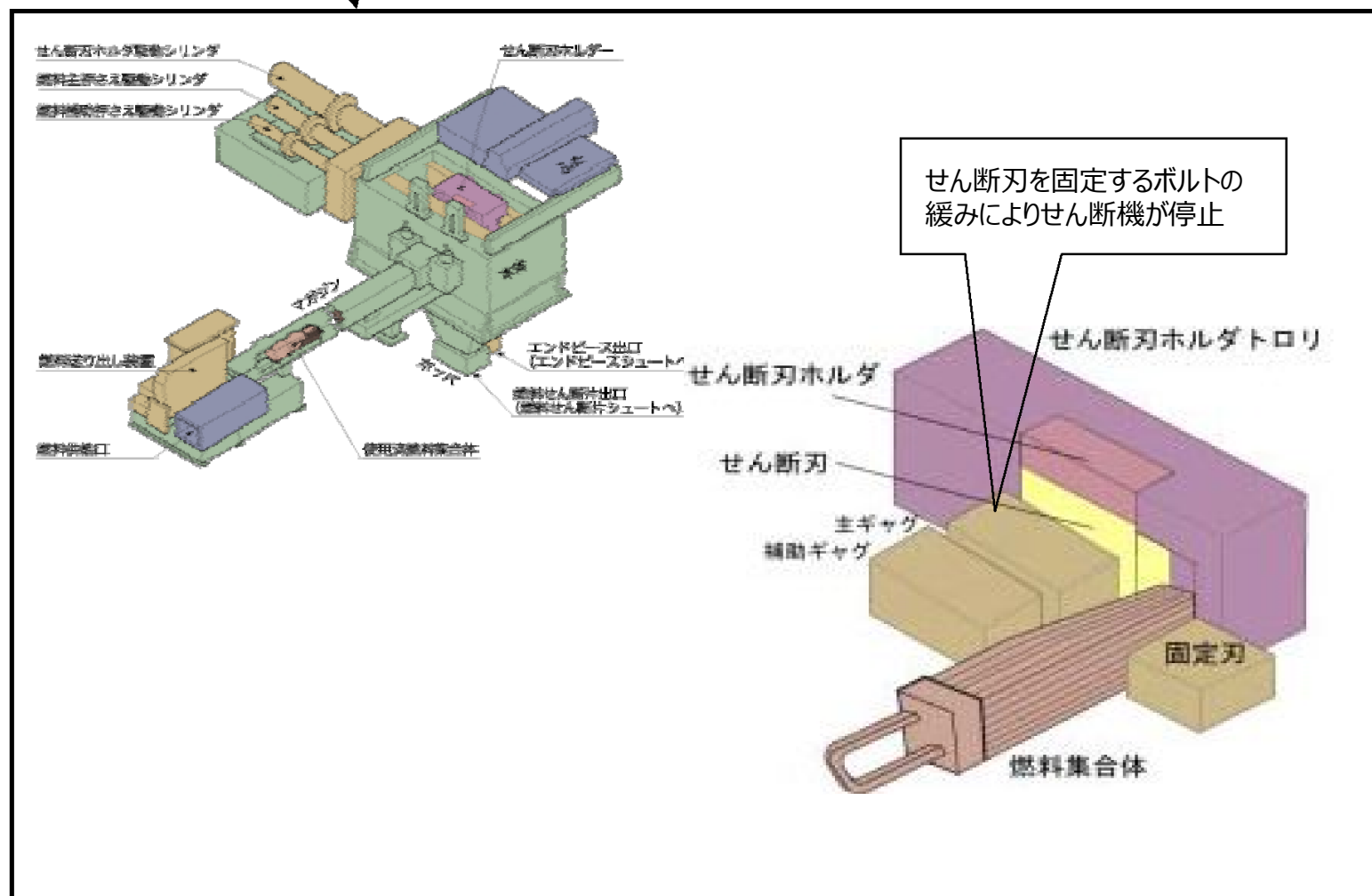
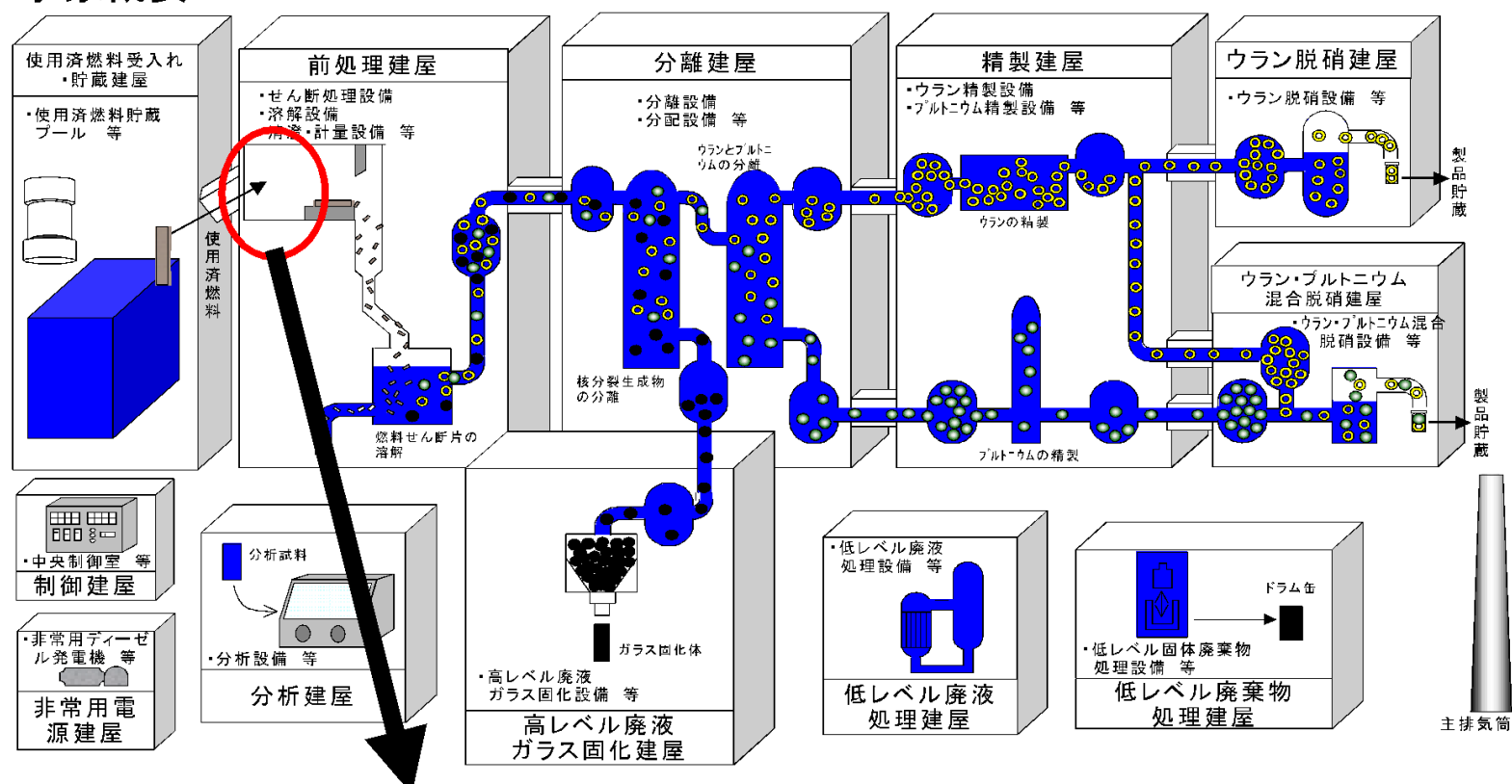
事象分類別（C. 機器動作不良）

3-05. せん断機におけるせん断刃固定ボルトの緩み																	
事象の概要																	
(1)発生場所：機器		前処理建屋：せん断機															
(2)設備の概要		使用済燃料を硝酸で溶解するために、燃料集合体切断し、数 c m程度の小片にする装置。せん断刃により、燃料集合体を押し切る。															
(3)発生の状況		せん断機の運転中															
(4)概要		燃料集合体せん断処理後のせん断刃の固定ボルトの緩みによりせん断機が停止。															
(5)原因		運転を継続することで生じるボルトの緩み。															
事象による影響																	
(1)工場外への影響		工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する前処理建屋せん断処理・溶解廃ガス処理設備および前処理建屋換気設備が稼働しているセル内での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。															
(2)安全性への影響		安全上の問題は生じない。 せん断刃固定ボルトの緩みによりせん断刃が他部品と干渉し、せん断が停止するため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。															
(3)作業員への影響		作業員への影響は生じない。 固定ボルトの締め付け作業はセル外からの遠隔作業であるため、作業員への影響は生じない。															
(4)他工程への影響		下流の工程の運転に影響が生じる。 せん断機の停止に伴い、溶解槽以降の工程の運転に一時的に支障をきたす。さらに、下流の分離建屋以降の工程は、前処理建屋に設置されている一時的な貯留槽（計量後中間貯槽）の残液量で運転継続の可否を判断する。															
対応の概要		1.せん断刃固定ボルトの緩みを確認する。 2.定められた保修作業手順に従って緩んでいるせん断刃の固定ボルトを適切に締め付ける。 3.保修完了後、定められた操作手順に従い運転を再開する。															
公表区分		毎月集約して月 1 回公表（ホームページへ掲載）															
連絡区分*		<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>				トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

163

事象概要



復旧方法

増し締め等により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

影響の範囲の設備を停止して復旧

